

第 1 回理事会議事録

日時：平成 23 年 4 月 23(土) 10:30～16:00

場所：一般社団法人日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：中山洋子、野嶋佐由美、太田喜久子、小泉美佐子、高橋真理、田村やよひ、
正木治恵、リボウィッツよし子、小島操子、濱田悦子、
田中美恵子（専門看護師教育課程認定委員長）（敬称略）

議長：中山洋子(代表理事)

事務局：横田、潮、鈴木(記録)

I. 開会

役員 11 名のうち 10 名が出席し、定款第 30 条に基づき理事会が成立していることを確認した。なお、今回は専門看護師教育課程認定委員長が出席した。

II. 議長選出

定款第 29 条により議長は代表理事の中山洋子が、記録は佐久大学（前福島県立医科大学）の鈴木千衣があたることとした。

III. 議事録署名人選出

定款第 33 条により代表理事の中山洋子と出席監事の小島操子と濱田悦子とした。

IV. 報告

1. 庶務より

神田事務局の潮より以下の報告がなされた。

1)平成 22 年度活動報告書の進捗状況について

活動報告書の原稿が一部未提出である。年度末までに完成予定であったが、震災の影響のため完成が遅れている。活動報告書の予算は、昨年どおりに見積もり、支払いは終わっている。追加分について、平成 23 年度の会計より支出する予定である。

活動報告書は、5 月末までに会員校に配布する予定であり、4 月末までは原稿の修正は可能である。

尚、今回の活動報告書には、12 月に開催した平成 22 年度定時社員総会において講演頂いた平山朝子氏の講演内容と、中山代表理事が 2 年間の任期内に行った活動に関する経過報告を入れることで合意が得られた。

2)書籍「看護学教育Ⅳ」について

「看護学教育Ⅳ」が出来上がり、日本看護協会出版会との契約書を結んだ。日本看護協会出版会より 6 月の平成 23 年度定時総会の折に「看護学教育Ⅰ～Ⅳ」を販売したいという申し出

があると報告された。検討の結果、「看護学教育Ⅰ～Ⅳ」に限定した販売であることで了承された。

また、本書籍については、ホームページから購入が可能な形で設定した。

3) 電子名簿について

以下の2点について了承された。

- ①前回の理事会で決定したとおり、6月の定時総会では、これまでの電子名簿の内容から各会員校の教員名簿を外すことを議題に挙げて、審議する。そのため、総会の案内の発送に伴い他の議題も併せて会員校へ周知して、それぞれの会員校で検討したうえで出席してもらう。
- ②電子名簿に入る際に必要なID・パスワードをカードにして今年の総会時に配布したにも関わらず紛失している大学がある。カードの再発行に関して、厳密なセキュリティ対策を講じるならば、その都度パスワードの変更が必要となり、経済的ならびに事務的な負担は大きい。こうしたことを勘案すると、カードの再発行時は手数料を徴収するものとし、庶務規約のなかに明文化する。尚、平成23年度までは無料で再発行し、平成24年度以降の適用とする。

4) 今年度の会計および税理士の雇用について

これまでは代表理事校が会計業務を担当してきており、代表理事校が顧問税理士と契約してきた。今年度から、神田事務所が会計の事務を主に担当することになったのを機に顧問税理士との契約も含め、神田事務所を会計の主な窓口にしていきたいという意向が示され、検討の結果、下記のとおり了承された。

- ①顧問税理士は、神田事務所探し、理事会に諮り契約をする。
- ②会計にかかわる事務的な作業は神田事務所で行い、決済等は会計担当の理事が行う。
- ③平成23年度の顧問税理士との契約は、早急に決定する。尚、顧問契約料は平成23年度予算にかかわるので、昨年度並みの契約料で契約する。

2. 会計より

会計担当の横田より以下の報告があった。

会計の作業は順調に進んでいる。ただし、震災に伴い3月末までに各委員会の会計から事務局に返金してもらう作業が一部滞ってしまい、未収金として処理せざるを得ない部分が生じるが、その点は会計報告できちんと説明する。

平成22年度の会計監査は、5月半ばを予定している。予算案(概算)も含め、総会の会計資料については5月20日の理事会で報告する予定である。

V. 議題

1. 第5回理事会議事録(案)の承認 (資料1)

一部紛らわしい部分等を修正することで、第5回理事会議事録(案)は承認された。

2. 平成 22 年度社員総会議事録（案）の検討（資料 2）

議事録署名人の承認日は、3 月 31 日付けとすることで了承が得られた。

平成 22 年度社員総会議事録（案）の確認を行い、一部削除および修正を行った。

3. 理事選挙の進捗状況

神田事務局潮より、理事選挙の進捗状況について以下のとおり報告された。

昨日（4 月 22 日）、開票が行われた。選挙管理委員 4 名（欠席 1 名）、立会人 2 名、バイト 3 名、神田事務所事務担当者 1 名にて開票作業を行った。

会員校総数 193 校のうち 172 校からの投票があり、回答率 89.1%、有効投票率 86.5%（無効が 5 通）であった。集計はすべて終了しており、今後、委員長の青木氏から候補者へ意向確認が行われ、連休後には理事ならびに監事が決定し、5 月の理事会で報告される。

また、今回の選挙に伴い生じた問題点を選挙管理委員会に整理してもらい、それらの内容を踏まえて役員選出規程の見直しを行い、5 月の理事会で検討し、平成 23 年度の定時総会にて諮ることが了承された。

4. 新設校の紹介と名称変更大学の確認（資料 4-1、4-2）

神田事務所の潮より平成 23 年度の新設校について下記の報告がされた。

本年度から新たに 7 校の看護系大学が開設された。この 7 校に対して、入会の依頼書等は送付済みであり、現在、3 校から入会の申請を受けている。他の 4 校からの返事は未だである。上智大学と聖母大学が合併したため、聖母大学の学生が卒業すると当校は閉校する予定である。それまでの会費納入に関して、上智大学と聖母大学が別納するのかが確認する。

後日事務局が聖母大学に問い合わせたところ、上智大学と聖母大学は会費納入は別納で問題ないと確認がとれた。

5. 平成 23 年度定時社員総会の運営

1) 総会等の運営方法（資料 5-1）

庶務担当の鈴木より専門看護師教育課程の履修単位の 38 単位移行に関する 6 月 20 日の説明会および定時総会の運営方法(案)について説明があり、下記の 3 点について合意が得られた。

- ①6 月 20 日は、午前中に専門看護師教育課程の履修単位の 38 単位移行の説明会を行い、午後定時総会を行う。震災により事務局を担ってきた福島県立医科大学から十分な人員を配置することは難しい状況であるため、当日の人員は、会場となる北里大学の大学院生や新代表理事校の教員等の協力を得て配置する。
- ②午前中の説明会は、高度実践看護師制度検討委員会と専門看護師教育課程認定委員会の検討委員会との共催で、人員は北里大学の大学院生と業者を配置する。開催時間は、10:00～11:30 とし、参加者は各校 2 名までにして事前登録してもらう。
- ③定時総会への出席者は、原則として各会員校 1 名とする。ただし、やむを得ず同伴者が必要な場合は、事前に神田事務所に通知する。会場収容人数が 300 名であることから同伴者の参加可否は、先着順とする。

2) 定時総会の議題について（資料 5-2）

以下の内容を議題として追加することが合意された。

- ①選挙規程の改正、②電子名簿の改正、③専門看護師教育課程の改訂について
 - ④専門看護師認定規程の改正について、
 - ⑤平成 23 年度役員を紹介および新代表理事の挨拶
- ①～④については事前に資料を社員に配布する。

6. 専門看護師教育課程認定規程の見直し（資料 6）

田中 CNS 教育課程認定委員長より専門看護師教育課程の履修単位の 38 単位移行に伴い、専門看護師教育課程認定規程および認定細則見直しを行った旨が報告され、改正案について資料に基づき以下の通り説明された。

1) 専門看護師教育課程認定委員会規程

改訂の必要性はなし。

2) 専門看護師教育課程認定規程

- ・ 第 3 条の申請基準について 26 単位申請と 38 単位申請に分けて記載をした。
- ・ 第 6 条の認定証の有効期間として注を設け、「26 単位申請の場合の有効期限を平成 32 年度までとする。」を加えた。
- ・ 会長を代表理事に修正した。
- ・ 施行日を附則に追加した。

3) 専門看護師教育課程認定細則

- ・ 第 6 条を 26 単位申請と 38 単位申請に分けて記載した。
- ・ 共通科目照合表および専攻教育課程照合表はそれぞれ 26 単位申請用と 38 単位申請用を設け、その旨を第 4 章第 7 条および第 5 章 12 条に記載した。
- ・ 会長を代表理事に修正した。
- ・ 施行日を附則に追加した。

4) 申請料の値上げについて

専門看護師教育課程認定申請料の値上げについて検討され、以下の点について了承された。

- ①現在は、認定にかかわる業務を委員長が所属する大学の教員が担当している状況であるが、かなりの業務量であり、教員には多大な負担をかけている。こうした状況を考慮すると、今後これらの業務は、非常勤の事務担当者を雇用して委託する必要がある、申請料の値上げも視野に入れて検討する必要がある。細かな試算をして、申請料値上げの方向を検討する。
- ②委員会の運営費は本会の事業費としての予算化するが、教育課程の認定に伴う事務業務に係る費用は、申請料でまかなえる方向にする。
- ③新たな申請料に関する案は認定委員会で検討し、第 2 回理事会で決定し、総会で承認を得て、

平成 24 年度からの実施方向とする。

④申請料の金額については別表に明記し、教育課程認定規程には「別に定める」とする。

5) その他

専門看護師教育課程の履修単位の 38 単位移行に伴い下記の点について検討し、合意された。

- ・ 規程の改訂に伴い、要綱の修正を行う。
- ・ 家族看護学の名称について、今年度、専門分科会で検討する。
- ・ すでに、専門看護師教育課程（履修単位 26 単位）として認定を受けている大学院の修了生の資格申請受け入れについて、日本看護協会との話し合いを設ける。
- ・ 38 単位移行の主旨を明確にする。認定規程の総則、第 1 条に明確に謳う（第 2 回理事会で検討する）。さらに、24 年度に向けて専門看護師教育課程基準の教育理念を専門看護師認定委員会にて検討する。

7. 学士課程専門分野別評価実施要項案の検討（資料 7）

1) 看護学教育評価機関検討委員会の活動の経過

高橋理事より、これまでの経過として次の報告がされた。

3 月 5 日（土）、高等教育行政対策委員会の「コアカリキュラム検討委員会」と看護学教育評価機関検討委員会の合同主催のもと、「学士課程における看護学教育の質の保証—コアとなる看護実践能力と教育効果」をテーマに研修会を開催した。なお、本委員会からは、平成 22 年度活動報告とともに、今年度は学士課程の専門分野別評価を試行していきたい意向を参加会員校に伝えた。また、22 年度活動として、平成 21 年度に修正した学士課程評価項目を更に微調整した 22 年度版を作成し、試行実施要項案とともに各会員校に配布し、アンケート調査を実施した。その結果、試行に協力可能な会員校としては 4 校から回答が得られた（検討中が 15 校）。また、アンケートの回収が 50 校からと少なかったが、評価の目的、実施方法、評価基準、全評価項目の内容などに対する意見を求めたところ、強い反対意見はみうけられなかった（なお、これらの結果は平成 22 年度報告書として、平成 23 年 3 月末に全会員校に配布した）。

2) 学士課程専門分野別評価実施要綱案について

資料に基づき、組織案について説明がなされ、下記のとおり了承された。

新しい学士課程の評価項目にし、JANPU の組織の中で、教育評価を試行することを考えている。組織は、理事会 — 総合評価評議会 — 評価委員会とし、総合評価評議会は、外部者に 2 名入ってもらい、最終的な評価を審議する。実動は評価委員会であり、評価委員会のメンバーは、現在の教育評価委員会のメンバーで組織する。

本実施評価要綱は、事前に案を配布して、大きな反対はないこと、今回は試行であるという理由で、今年度試行して評価して、来年度の総会に諮る。今年度の定時総会では、その旨を報告する。

教育評価をするのに 100 万円程度が必要となる。今年度については、文科省に費用の補助をしていただけるのかを確認する。

3) 分野別評価に関する事務業務について

高橋理事より、北里大学でこの事務を担当するのは難しく、神田事務所に週1回程度、担当者をおいて業務を委託したい意向が示された。

本評価は平成24年度以降のスタートとなるが、今後、本協議会とは独立した組織を作って運営していく必要があるのではないかという意見が出された。

8. 役員の役割分担についての確認（資料 8-1、8-2）

呼称として代表理事を「会長」と、代表理事の代行する理事を「副会長」とすることで合意が得られた。

9. その他

野嶋理事より震災のプロジェクトを立ち上げたことの報告が以下のとおりされた。

片田理事を中心に、野嶋理事、正木理事、高橋理事、井上智子氏（東京医科歯科大学）、中山代表理事、神田事務所の潮氏が活動を行っている。

1) ホームページについて

ホームページの最初の画面に災害関連の新しい3つのバーを加えた。「知識と情報の提供」、「東日本大震災への義捐金窓口開設のお知らせ（日本語版）」、「東日本大震災への義捐金窓口開設のお知らせ（英語版）」である。

2) 募金のため銀行口座開設について

義援金の募金のために2つの銀行口座を開設した。1つは、海外からの義援金を受け付けるため、外貨立ての口座となっている。

現在までの募金は1,491,155円である。募金者が優遇税制措置を受けられるよう事務手続きを進めたい。そのために、「募集の目的・目標額・対象」、「管理の方法」等いくつか早急に決定しなければならないことがあるので上記のグループメンバーで決定すること、募集期間については、税務署に優遇税制措置が適用される期間を確認して決定すること、募金の使途目的は、規約を作成して理事会で承認してもらうことで合意された。

3) ペアリング支援活動について（資料 2-1、2-2）

資料に基づき正木理事より説明された。

日本学術会議のニュースからこのペアリング支援活動についての情報を得た。地域、自治体でペアを作り、そのペアリングした自治体が協力して動くことで効果的だったということ参考に、今回、会員校同士のペアリングを作って支援することを考えた。

これに向けてコンタクトパーソンを募集したところ、55校55名のコンタクトパーソンの応募があった。また、支援の必要な大学は16校あった。

現在は、被災校16校について小グループのメンバーが手分けして、被災状況、支援を求めるか否かについて意見を聴取している。今後、予算面と支援期間が課題となるので検討していく。

平成 年 月 日

代表理事氏名 (印)

出席監事氏名 (印)

出席監事氏名 (印)